

与那原町キャッシュレス対応タッチパネル式券売機整備事業に係る共通入札説明書

令和8年8月20日付けで公告した「与那原町キャッシュレス対応タッチパネル式券売機整備事業」に係る入札については、入札公告に定める事項及びその他の関係法令に定める事項のほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

この場合において仕様等について疑義がある場合は、質問書を提出し説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知不明を理由としての異議を申し立てることはできない。

1 入札方法

- (1) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、入札金額の積算方法を記した入札金額内訳を入札書に記入又は内訳書を添付すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づき一般競争入札に参加することができないとされている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 県内に本店、支店、又は営業所等を設置している者、又は、県内事業所と緊急対応について協定等を締結している事業所であること。
- (5) 公共施設へのタッチパネル式券売機又は窓口自動決済機器類等を納める契約を2件以上履行していること。
- (6) 国税及び地方税について未納がない者であること。
- (7) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、

- 暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
- ウ 暴力団員であると認められる者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
- キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 入札参加申請等

(1) 提出書類

- ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（別紙1）
- イ 企業概要説明書（別紙2）
- ウ 沖縄県内の公共施設の納入実績一覧（任意様式）及び契約書の写し
- エ 誓約書（別紙3）
- オ 暴力団等の排除に関する誓約書（別紙4）
- カ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日の前一年以内に発行されたもの）

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出方法

- ア 提出方法：持参すること
- イ 提出先

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地 1階
与那原町役場 会計課（担当 宮平）

(4) 提出期限

令和8年8月27日（木）午後4時30分まで

(5) 確認結果

令和8年8月28日（金）に入札参加資格確認結果通知書をメールにより通知する。

(6) 入札参加申請の取下・辞退

一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加の取下・辞退をする場合は、令和8年9月4日（金）の入札開始前までに入札辞退届（別紙5）を提供すること。

4 見積書の提出

- (1) 見積書の提出を令和8年9月3日（木）正午までにメールにて提出すること。

5 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、仕様書を熟知のうえ、応札すること。

なお、仕様書等について疑義がある場合は、令和8年9月1日（火）午後4時30分までに、質問書（別紙6）をメールにより提出すること。受領した質問書に関しては、令和8年9月2日（水）に参加資格決定した各事業者へメールにより回答する。

- (2) 入札は持参により行うこと。
- (3) 法人の代表者以外が入札を行う場合は、委任状（別紙7）を提出すること。
- (4) 入札日時

ア 入札日：令和8年9月4日（金）午後2時

イ 場 所：与那原町役場 2階 会議室201

- (5) 入札書は、本公告にて掲載している所定の入札書（別紙8）を使用すること。
- (6) 入札書の日付は、入札公告に記載の開札日を記入すること。
- (7) 入札書に記入する金額は、税抜き価格を記入すること。

6 入札の無効

次の各号いずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (3) 同一事項について2通以上の入札をしたとき。
- (4) 入札金額の記載に訂正があるとき、又は金額が不明瞭なとき。
- (5) 入札書に記名押印がないとき。
- (6) 入札に関し不正な行為があったとき。
- (7) 与那原町契約規則（平成22年規則第8号）の規定又は入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。当該入札執行事務に関係のない本町職員がくじを引くものとする。

8 入札の中止等

入札までの間にやむを得ない事由のため、当該入札を中止又は延期することがある。なお、中止となった場合でも、申請書その他提出書類の作成費用は申請者が負担するものとする。

9 契約保証金

契約に際しては、与那原町契約規則（平成22年規則第8号）第32条に基づき当該契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

ただし、契約の相手方が保険会社との間に、本町を被保険者とする履行保険契約を締結したときはこれを免除する。

10 その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本件供給に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は落札者が負担するものとする。
- (2) この入札により取り交わす契約書は、その内容について町民等から公開の求めがあった場合においては、原則として公開するものとする。
- (3) 提出された申請書等は返却しないものとする。
- (4) 入札結果（入札者名、入札金額等）については、開札日から7日以内に与那原町のホームページで公表する。

11 入札に関する問い合わせ先

〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上与那原16番地
与那原町役場会計課 宮平
TEL 098-945-6421 FAX 098-946-6074
メール kaikei@town.yonabaru.lg.jp